

七月八日

職員表  
 八當課三保管  
 6月22日  
 補任課第二十三師團人馬一覽表

# 第三十七

滿洲国陸軍動第110號

編制改正完結ノ件報告

昭和十六年六月十七日 第二十三師團長 西原貫治

陸軍大臣 東條英機 殿

首題ノ件軍令陸軍第十五號昭和十五年在滿軍備改變要領同細則ニ依  
 リ左記ノ通報告ス

左記

- 一 第二十三師團將校（高等文官）職員表 三部
- 一 編制改正完結日一覽表 一部
- 一 第二十三師團編制改正詳報 一部

陸軍省  
 陸軍部  
 昭和十六年六月二十三日  
 陸軍大臣 前大臣 官

陸軍省  
 陸軍部  
 昭和十六年六月二十三日  
 陸軍大臣 前大臣 官

陸軍省  
 陸軍部  
 昭和十六年六月二十三日  
 陸軍大臣 前大臣 官

陸軍省  
 陸軍部  
 昭和十六年六月二十三日  
 陸軍大臣 前大臣 官

陸軍省  
 陸軍部  
 昭和十六年六月二十三日  
 陸軍大臣 前大臣 官

編制改正提出目錄

書類名	部數
第二十三師團將校(高等文官)職員表	三部
第二十三師團人馬一覽表	一部
編制改正完結日一覽表	一部
第二十三師團編制改正詳報	一部

昭和十六年 月 日  
 昭和十六年六月廿七日

陸軍

0723

受領證

書類名	部	數
第二十三師團將校（高等文官）職員表	三	部
第二十三師團人馬一覽表	一	部
編制改正完結日一覽表	一	部
第二十三師團編制改正詳報	一	部

右受領ス


昭和十六年 月 日

第二十三師團長 殿

陸軍

東京小津納

# 分割撮影ターゲット

分割した 部分の撮 影 順 序	<table border="1" data-bbox="673 456 1056 757"><tr><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td></tr></table>	3	4	1	2
3	4				
1	2				
分割撮影 した 理 由	A 3判以上のため				
<p>上記のとおり分割撮影したことを 証明する</p> <p>8 年 11 月 29 日</p> <p>主務者又は 撮影立会者 坂根嘉和 </p>					



備考	階	部	種	級	總計	合計				第二十三聯隊		師團通信隊		工兵		野砲兵		第二十三聯隊		師團戰車隊		第七十二聯隊		步兵							
						補	後	豫	現	補	後	豫	現	補	後	豫	現	補	後	豫	現	補	後	豫	現	補	後	豫	現	補	後
						計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計		計	
	中		將		1				1																						
	少		將		1				1																						
	兵		佐		6				6																		1				
		中	佐		12				12						1													3			
		少	佐		22			1	21					1				1										4			
		大	尉		43		1	7	35					1			3	1	3									6			
		中	(少)尉		367	5	6	259	2	123			11	6	3	3	7	10	40	18		8	5	2	4	(2)53	29				
		准	士		114			16	98					4	1													20			
		曹	長		217				217					7														50			
		軍	曹 (伍長)		876			92	784					1	26	16		6	18	116						41	25				
		兵	昭和十一年以前		41	41													41												
			昭和十二年徵集		19	18			1										18												
			昭和十三年徵集		1113	9			1104	8				35		27			10	1									276		
			昭和十四年徵集		1266				1266					29		19											17		311		
		二	昭和十一年以前		61	61													61												
			昭和十二年徵集		27	26			1	1																					
	昭和十三年徵集			2124	37			2087	35				43		26			11	2									503			
	昭和十四年徵集			2822				2822					77		43													688			
	科	昭和十五年徵集		4170				4170				200		52														1053			
		計		39				39										27													
		計		13604	192	6	361		13045	44			12	457				4	190												
		計																	538	148		1	62			1575		8	31		
	技術	准	士	官	2			2	6																			1			
		下	士	官	4				4	37									2									2	4		
	工兵	准	士	官	2			2																				1			
		下	士	官	3				3	14				2	2													2			
	經理	佐	尉	官	2			2																							
		准	士	官	(11)23			14	(11)9					1	(1)				(1)								1	1	2	1	
		下	士	官	4	ケ1	52		4	ケ1	52				3														4		
		佐	尉	官	5			18	5	ケ1	18			1															1		
		准	士	官	1				1																				1		
		下	士	官	4				4	27																			1		
	衛生	昭和十二年徵集		2				2																				5			
		昭和十三年徵集		52				51																					2		
		昭和十四年徵集																													









師制改正完結日一覧表

昭和十六年三月一日  
第二十三師團司令部

部	隊	完結日	備
第二十三師團司令部	師團制毒訓練所		●
	師團兵器管理所		●
	師團病馬牧養所		●
			●
	第二十三師團司令部		●
	歩兵第六十四聯隊	三月一日	
	歩兵第七十一聯隊	三月一日	
	歩兵第七十二聯隊	三月一日	
	師團戰車隊	三月一日	
	機務第二十三聯隊	三月一日	
	野砲兵第十聯隊		●
	工兵第二十三聯隊	三月一日	
	師團通信隊	三月一日	
	機務兵第二十三聯隊	三月一日	

0729

專  
事  
機  
密

第  
二  
十  
三  
回  
國  
體  
制  
改  
正  
詳  
報

昭  
和  
十  
六  
年  
三  
月  
三  
日  
國  
體



編制改正詳報

一 編制改正實施ノ概況

昭和十五年軍令陸甲第十五號昭和十五年在滿軍備改變要領ニ基キ三月一日別紙編制改正完結日一覽表ノ如ク完結ス

編制改正部隊ノ主ナルモノ左ノ如シ

(イ) 歩兵第六十四、第七十一、第七十二聯隊ノ一部

(ロ) 師團 戰車 隊ノ一部

(ニ) 工兵第二十三聯隊ノ一部

ノ人員

編制改正部隊ノ人員ハ總テ營該部隊ノ初年兵ヲ以テ補充セリ

一將校職員表、人馬一覽表附表第一、第二ノ如シ

三將來ニ關スル意見

ナニシ

別紙


師團改正完結日一覧表

昭和十六年三月一日  
第二十三師團司令部

部	隊	完結日	備
第二十三師團司令部	師團制毒訓練所		●
	師團兵器修理所		●
	師團病馬牧場所		●
	第二十三步兵團司令部		●
	歩兵第六十四聯隊	三月一日	
	歩兵第七十一聯隊	三月一日	
	歩兵第七十二聯隊	三月一日	
師團	師團司令部	三月一日	
	陸隊第二十三聯隊	三月一日	
	野砲兵第十四聯隊		●
	工兵第二十三隊	三月一日	
師團	師團司令部	三月一日	
	陸隊第二十三聯隊	三月一日	



# 分割撮影ターゲット

分割した 部分の撮 影 順 序	<table border="1" data-bbox="667 412 1002 786"><tr><td>4</td></tr><tr><td>3</td></tr><tr><td>2</td></tr><tr><td>1</td></tr></table>	4	3	2	1
4					
3					
2					
1					
分割撮影 した 理 由	A 3 判以上のため				
<p>上記のとおり分割撮影したことを 証明する</p> <p>8 年 11 月 29 日</p> <p>主務者又は 撮影立会者 坂根嘉和 </p>					














# 分割撮影ターゲット

分割した 部分の撮 影順序	<table border="1" data-bbox="699 488 1082 790"><tr><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>1</td><td>2</td></tr></table>	3	4	1	2
3	4				
1	2				
分割撮影 した 理由	A 3判以上のため				
<p>上記のとおり分割撮影したことを 証明する</p> <p>8年 11月 29日</p> <p>主務者又は 撮影立会者 坂根嘉和 </p>					









陸軍省(補)八甲乙種幹部候補生

マホス

		昭和十四年徴集	1266		1266	29	19	109	178	23	17	311																			
		昭和十五年徴集	61	61				61																							
		昭和十六年以前徴集	27	26	1	1		25	1			503																			
		昭和十七年徴集	2124	37	2087	35	43	26	11	2	207	18																			
		昭和十八年徴集	2822		2822		77	43	170		301	138																			
		昭和十九年徴集	4770		4170		200	52	192		581	61																			
		計	39	13604	192	6	361	39	13045	44	12	457	4	190	7	533	148	1	62	1575	8	313	2	207	85	3193					
技術	准下	士官	2	6			2	6				1		1										1							
技術	准下	士官	4	37			4	37		4		2		3	7								2			4					
工兵	准下	士官		2			2					1														1					
工兵	准下	士官	3	14			3	14		2	2		2		1	2							2								
經理部	佐尉	准下	士官	2			2																								
	准下	士官	(11)	2	3		14	(11)	9	1	(1)	1		(1)	2	3							1		1	2	1				
衛	佐尉	准下	士官	2			2																								
	准下	士官	4	ケ1	5	2		4	ケ1	5	2		1	3		1								3		6	4				
生	佐尉	准下	士官	5	36		18	5	ケ1	18	1		1		1	1		2		2			1		1	5	4				
	准下	士官	4	27		4	27		2	1		1		1	6								1		1	5	2				
部	昭和十二年徴集		2	2																											
	昭和十三年徴集		52	1		51		2	2		2		2		9											1	6	1			
部	昭和十四年徴集		60			60		2			2		2		6									2		1	2				
	昭和十二年徴集		10			10																					1				
部	昭和十三年徴集		16			16			1						6												7				
	昭和十四年徴集		5			5								3										2							
部	佐尉	准下	士官	1			1																								
	准下	士官	(1)	9		1	6	(1)	2																		1				
高	等	文官	1	ケ1	1		1	ケ1					1		ケ1												2				
	任	文官	1	10		1	10																								
雇	備	人	23	53		23	53		5	1					6	2											4				
	計		47	ケ8	6	3	1	58	47	ケ3	4	34	2	17	2	8	1	ケ1	19	4	48	6	2	4	17	1	ケ15	8	5	9	3
合	計		86	ケ3		87	ケ3		10				5	5	2	2	0	4	5	6	5	ケ1	29		1	7	20		1		
			14080			14080			552				204		565				1838			336				225		3343		3	
馬	乘	別馬	236			23		2	1	3				1	1																
	鞍	馬	847			330		5	1	7			2	2	2	3	4														
匹	小	計	1083			353		7	3	0			2	3	3	4	1	9													
	合	計	1083			1	0	8	3				3	5	5	3															

0740

0739